

# 商法改正（株主名簿閉鎖制度の廃止等）に伴う「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の一部改正について

平成16年9月30日

株式会社名古屋証券取引所

## 1. 改正趣旨

株券不発行制度の整備の一環として同制度の実施に先立ち本年10月に施行される商法改正により、株主名簿の閉鎖制度が廃止されるほか、新株発行時に払込期日から株券を発行できるようになることに伴い、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等について技術的な改正を行うなど、所要の規定整備を行います。

## 2. 改正概要

### 1. 株主名簿の閉鎖制度の廃止

株主名簿の閉鎖制度が廃止されることに伴い、現行規定中の「名義書換の臨時停止」を「基準日の設定」に改めるなどの改正を行います。

### 2. 新株引受権証書上場時の株券の発行時期

新株引受権証書を上場する場合には、決済に支障をきたさないよう株券を「払込期日後」遅滞なく発行する旨の確約を行うこととしていますが、「払込期日以後」遅滞なく発行する旨に改めます。

（備 考）

・上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条第1項第9号等

・新株引受権証書確約書等

## 3. 施行日

平成16年10月1日から施行します。

以 上